手荷物一時預り約款 兼 手荷物一時預り証(正)

1. 預入できないもの

木津川市観光案内所

- ①現金その他、貴重品、有価証券類、パスポート、その他貴重品と判断したもの
- ②遺骨、位牌、美術品全般
- ③動物、植物、魚介類
- ④揮発性、または爆発物等の危険品及び化学薬品類等
- ⑤鉄砲、刀剣類及び犯罪の用に供される恐れのあるもの
- ⑥臭気を発するもの、腐敗、変質しやすいもの、不潔なもの
- ⑦法律で所持携帯を禁じられたもの
- ⑧その他保管に適さないと認められるもの

2. 預入料金

1日1個1回につき500円(縦+横+高さの合計が160cmまでで、重量25kg以下のものに限る)

3. 預入期間

午前10時から、当日17時まで

*当日、預入期間を過ぎた場合、1回分の追加料金を加算します。以後同等。

4. 預入期間経過後の処理

預入期間を超え、なお連絡のない場合、預入開始日から数えて7日保管します。

但し、この場合もこの約款の規定によります。

5. 預入できない物を預けた場合等の処理

預入期間中及び預入期間経過後の保管中において、その預入品が第1項(預入できないもの)に該当する疑いのあるときは、当方においてその実情に応じ、開披、保管破棄、そのほか適切な処理をすることがあります。

6. お引取りのない場合等の処理

7日を経過してもお引き取りのない預入品は、当方において所定の処分をし、その実費並びに所定の代金の支払いを求めます。

7. 事故による責任

次の各号の場合は、預入品の滅失、または毀損等の損害を生じても当方はその責任を負いません。

- ① 1. (預入できないもの) に掲げる品への滅失、または毀損等の損害
- ② 天災事変等の不可抗力による場合
- ③ 司法権等の発動により関係官公署から、収容品を押収又は証拠品として提出を求められた場合
- ④ 第三者の不法行為による滅失又は毀損等の損害
- ⑤ その他、当方の責めに帰さない場合

8. その他

期間経過の預入品のお引渡し場所及びお問合せ場所

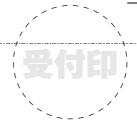
木津川市観光案内所 木津川市加茂町兎並東前田23-1

a0774(39)8191

営業時間 10:00~17:00 (水曜定休)

手荷物一時預り証(副)

*私は貴協会の手荷物一時預り約款を 了解した上で手荷物を一時預けます。



署名

*私は貴協会の手荷物一時預り約款を了解した

上で手荷物を一時預けます。

携帯電話番号

署名

住所〒